

中小企業向け 東松島市中小企業育成融資 のご案内

市内の中小企業者を対象に低金利でご利用いただけます。

資金用途

設備資金 又は 運転資金 (併用可)

融資限度額

2,000万円

貸付期間

設備資金：10年以内

運転資金：7年以内

併用：7年以内

※据置期間の設定は、いずれも「1年まで」可能

貸付利率

長期 (1年超)：1.9% 短期 (1年以内)：1.5%

連帯保証人

法人：必要に応じて徴求 個人：原則不要

(法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)

保証料

市が全額負担

「事業者選択型経営者保証非提供制度」による申請の場合、
上乘せ分の保証料も市が全額負担します。

【設備資金】 利用上の注意事項

- 車両購入は、原則、事業用車両(トラック、クレーン車、重機等)のみ対象
- 普通車の場合は、車両の側面に「事業所名」を表示すること。(マグネットシール等、容易に取外しできるものは不可)

■ ご利用できる方 (以下全てに該当する方)

- ◆ 市内で事業を営んでいること。
- ◆ 申請者の種別
 - 【法人】 市内に事業所等(事業所、店舗、工場等)を有していること。
 - 【個人】 市内に事業所等を有し、市内に住所を有していること。
- ◆ 宮城県信用保証協会の保証対象業種であること。
(農林漁業、金融・保険業は原則として対象になりません。)
- ◆ 市税等を完納し、融資あっせんに係る債務の全部を弁済できる資力があること。
- ◆ 信用保証協会の代位弁済や金融機関からの取引停止を受けていないこと。

■ 取扱金融機関 (融資申込先)

- ◆ 七十七銀行 矢本支店
- ◆ 石巻信用金庫
- ◆ 石巻商工信用組合



■ 申込書類

	提出書類	個人	法人	備考
1	東松島市中小企業育成融資申込書（様式第1号）	●	●	市様式
2	協議依頼書（東松島市商工会宛て）	●	●	市様式
3	信用保証委託申込書 / 保証人等明細	●	●	保証協会様式
4	申込人（企業）概要	●	●	保証協会様式
5	信用保証依頼書	●	●	保証協会様式
6	個人情報の取扱いに関する同意書	●	●	保証協会様式
7	市税等に滞納がないことの証明	●	●	連帯保証人分も必要
8	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し）		●	
9	確定申告書（写し）	●		直近2年分
10	決算報告書（写し）		●	直近2期分
11	見積書、契約書等（写し）	●	●	設備資金のみ
12	（事業用車両購入の場合）車両写真	●	●	納車後提出

< 注意事項 >

- 上記以外に必要な書類を提出していただくことがあります。
- 公的機関が発行した書類については、発行してから原則として3か月以内のものが必要になります。
- 申込書類は、金融機関経由での提出となります（以下の流れ参照）。
（金融機関 → 商工会 → 市役所 → 保証協会 の流れで書類が提出されます）

■ 融資までの流れ

金融機関へ融資相談

- 金融機関へ融資相談を行ってください。
- 所定の審査を行った後、市の育成融資の申込みをします。

審査（商工会・市・保証協会）

- 商工会・市で審査し、内容が妥当であれば、融資保証協議書を金融機関へ交付します。
- 金融機関から保証協会に書類が提出され、保証を受けられるか審査されます。

融資の契約

- 保証協会から保証が承諾された後、金融機関と契約を締結し、融資が実行されます。
- 融資実行時に保証協会に支払う保証料は東松島市が全額負担します。